平成28年4月1日

お客様各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本乾式グルービング施工協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　福島秀則

　　　　　　　　　　　**社会保険全社員加入の取組みについて**

拝啓　春陽の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、既にご承知の通り、来年度から社会保険未加入企業は下請け業者として選定する事ができないと国土交通省の指導のもと実施される運びとなっております。この取組みは国で行う直轄の工事だけではなく県・市・村・そして民間工事と様々な地域に波及し、工事利益を社会保険加入に転化できていない我々乾式グルービング施工工事業者に関しましても一刻の猶予もない状況にきております。

　国土交通省において社会保険未加入対策推進協議会が開催され『元請け・下請・関係団体』が社会保険加入の徹底に向けての取り組み【法定福利費を内訳として明示する標準見積書】の活用を開始する旨の申し合わせが採択されました。乾式グルービング施工工事業者といたしましても、国の活動指針に添う形で標準見積書を作成し、元請各位のご理解を頂くとともに、自社の技術労働者全社員保険加入に向けて最大限努力する所存でございます。その為には我々、乾式グルービング施工協会会員企業が新たな標準見積書を提出した際にはご高配の程を宜しくお願いいたします。　全国的に専門性を有する乾式グルービング施工工事は若年労働者不足・後継者不在な状態が続いております。今回の標準見積書の提出の活動は将来に亘り元請各位とお付き合いする為の活動であります。何卒、ご協力の程を宜しくお願い致します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

【標準見積書】

グルービング工事（直接工事費）+　法定福利費（施工人数×事業主負担分保険料率）+諸経費＝Ａ

　　　　　　　　※各県算定：（保険料率＝健康保険料率+厚生年金+雇用保険+介護保険）

A　×　消費税　＝　工事代金